第　８　６　７　号
令和８年６月２５日

総合事務組合公報

千葉市中央区中央四丁目十七番八号　千葉県自治会館
千葉県市町村総合事務組合
電話　〇四三（三一一）四一五五

※　この公報は、規則により組織団体に配布するものです。
必ず関係部課に供覧してください。

目　次

（公平委員会規則）
千葉県市町村公平委員会が行う行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則：1頁

千葉県市町村公平委員会が行う行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月二十五日

千葉県市町村公平委員会委員長　石　井　慎　一

千葉県市町村公平委員会規則第三号

千葉県市町村公平委員会が行う行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

千葉県市町村公平委員会が行う行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第十七条第二項を削る。

別記第一号様式中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

第２号様式（第２条第２項）　削除

別記第十六号様式中「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。

別記第十七号様式を次のように改める。

第１７号様式（第１７条第２項）　削除

附　則

この規則は、公布の日から施行する。